

IEC 活動推進会議会則

平成 19 年 5 月 24 日

一般財団法人 日本規格協会

IEC 活動推進会議

目 次

改定の要旨	1
第 1 章 総 則	2
第 1 条 名 称	2
第 2 条 目 的	2
第 3 条 事 業	2
第 4 条 当会議の設置	2
第 2 章 会 員 等	3
第 5 条 種別及び資格	3
第 6 条 入会及び会員代表者	3
第 7 条 会費等の負担	3
第 8 条 退 会	3
第 9 条 除 名	3
第 10 条 退会、除名による会員の権利	4
第 3 章 役 員	4
第 11 条 役 員	4
第 12 条 選 任	4
第 13 条 職 務	4
第 14 条 任 期	4
第 4 章 運 営	4
第 15 条 種 別	4
第 16 条 総 会	5
第 17 条 総会諮問委員会	5
第 18 条 運営委員会	6
第 19 条 実行委員会	7
第 5 章 委 員 会	7
第 20 条 委 員 会	7
第 6 章 アドバイザー	8
第 21 条 アドバイザー	8
第 7 章 会計及び資産	8
第 22 条 会 計	8
第 23 条 資産の構成	8
第 24 条 経費の支弁	8
第 25 条 事業年度	8
第 26 条 総会前の予算の執行	8
第 8 章 会則等の変更及び解散	9
第 27 条 会則等の変更	9
第 28 条 解 散	9
第 9 章 事 務 局	9
第 29 条 事 務 局	9
附 則	9
制定及び改訂の経緯	10

IEC 活動推進会議会則

改定の要旨

IEC 活動推進会議 (IEC-APC) は設立からほぼ 10 年を経過した。この間、世界経済、標準化動向など、我々を取り巻く環境は激変した。これに対応するために、IEC-APC の活動の理念と位置付けを明確にするとともに、活動のあり方を見直し、会則を全面的に改定した。

(活動の理念)

- ・ 我が国の IEC 国際標準化事業に対し、積極的に参加、支援することにより、我が国産業界の発展と、利用者の利便性の向上に貢献する。
- ・ IEC 国際標準化事業における我が国の貢献度を向上させるとともに、IEC に対し我が国産業界の意見を反映させる。

(位置付け)

- ・ 産業界による我が国の IEC 活動推進母体のひとつである。
- ・ 各審議団体を補完し統合的な活動の推進をはかり、また、JISC IEC 部会への提言等の活動により、IEC 全般に亘る方針への意見のまとめ・提案を行う。

平成 12 年 5 月 30 日

第1章 総 則

【名 称】

第1条 本会は、IEC活動推進会議(以下、当会議という。)と称する。

- 2 当会議の英文名称は「IEC Activities Promotion Committee of Japan」、略称は「IEC-APC」とする。

【目 的】

第2条 当会議は、IEC(国際電気標準会議)の事業に対し、積極的に参加・支援することにより、IEC における我が国の貢献度を向上させるとともに、IEC に対し我が国産業界の意見を反映させ、もって、我が国産業界の発展と、利用者の利便性の向上に貢献することを目的とする。

【事 業】

第3条 当会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 提案活動

- ① IEC 総会、評議会、技術管理委員会、技術諮問委員会、実行委員会、セクターボード等(以下、IEC 上層委員会という。)での対応事項に関する提案
- ② 国内 IEC 活動のあり方の検討・提案

(2) 支援活動

- ① IEC 上層委員の活動、IEC 日本人役員の活動、IEC 国際幹事国業務・国際議長業務、IEC 国際会議日本開催等に対する支援

(3) 広報・情報提供活動

- ① IEC 到着文書の配布、管理
- ② IEC 主要文書の翻訳・印刷・配布等の情報伝達
- ③ IEC 活動の報告会、セミナー、講演会の開催
- ④ 会報の発行、ホームページ等の活用による会員への情報提供サービス

(4) 調査・研究活動

- ① 新分野・横断的分野等の国際標準化に関する調査・研究

(5) 情報交換・調整活動

- ① IEC 国内審議団体間の情報交換・調整
- ② 他の標準機関との情報交換

(6) IEC 活動の評価向上

(7) その他、前条の目的達成に必要な事業

【当会議の設置】

第4条 当会議は、一般財団法人日本規格協会(以下、協会という。)に設置する。

第2章 会 員 等

【種別及び資格】

- 第5条 当会議の会員は、法人会員及び団体会員とする。
- 2 法人会員は、当会議の目的及び事業内容に賛同するものとする。
 - 3 団体会員は、IECのTC、SC、WGの国内審議委員会を1つ以上引き受けている団体・組織又はそれに準ずる団体・組織であって、当会議の目的および事業に賛同するものとする。

【入会及び会員代表者】

- 第6条 当会議の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を当会議の議長に提出し運営委員会の承認を得なければならない。
- 2 会員の代表者は、法人又は団体の代表として当会議に対しその権利を行使する者(以下総会委員という。)とする。総会委員は、法人又は団体の標準関係部門の最高責任者またはこれに準ずるものとする。
 - 3 会員は、総会委員1名を定め、所定の様式で議長に届け出るものとする。また、総会委員を変更する場合も、速やかに所定の変更届を議長に提出しなければならない。

【会費等の負担】

- 第7条 法人会員は、当会議総会において定める会費規定に基づき会費を納入しなければならない。
- 2 団体会員は、会費を無料とする。

【退 会】

- 第8条 退会しようとする会員は、退会の2ヶ月前までに所定の退会届を議長に提出しなければならない。

【除 名】

- 第9条 会員が次の各号の1つに該当する場合は、総会の議決によりこれを除名することができる。
- (1) 会則を遵守しない場合
 - (2) 総会又は運営委員会の議決を遵守しない場合
 - (3) 当会議の名誉を傷つけた場合
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

【退会、除名による会員の権利】

第10条 会員が第8条及び第9条の規定によりその資格を喪失した場合、当会議に対する一切の権利を失う。

- 2 当会議は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

【役員】

第11条 当会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 監事 2名

【選任】

第12条 議長、副議長は、総会において、法人会員の総会委員のうちから選出する。

- 2 監事は、総会において、法人会員の総会委員のうちから選出する。

【職務】

第13条 議長は、当会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、当会議の業務及び財産の状況を監査する。

【任期】

第14条 議長及び副議長の任期は1年、監事の任期は2年とする。

- 2 やむをえない理由により任期途中で退任した役員の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第4章 運営

【種別】

第15条 当会議を運営するための会議は、総会、総会諮問委員会、運営委員会、実行委員会とする。

【総 会】

第 16 条 総会は、総会委員をもって構成する。

2 総会は、当会議の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、剰余金の処分等重要事項を議決する。これらは、直近の協会理事会で承認を得なければならない。

3 総会は、毎年 1 回、事業年度終了後で直近の協会理事会前に開催する。

4 次に掲げる場合に、臨時総会を開催する。

(1) 運営委員会が必要と認めたとき。但し、緊急でやむを得ない事項が発生したときには書面審議とすることができる。

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

5 総会は、当会議の議長が召集する。総会を召集する場合は、日時、場所及び会議の目的たる事項並びにその内容を示した書面をもって、開会の日の 14 日前までに通知しなければならない。

6 総会の議長は、当会議の議長がこれにあたる。議長が欠席せざるを得ない場合は、当会議の副議長がこれにあたる。なお、副議長も欠席せざるを得ない場合は、事前に当会議の議長が指名した者が代行する。

7 総会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

8 総会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該構成員は出席したものとみなす。

10 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

11 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数(書面議決者及び議決委任者を含む)

(4) 議事の経過の概要及び議決事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

12 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名捺印しなければならない。

【総会諮問委員会】

第 17 条 当会議は、事業の円滑な遂行を図るため、総会諮問委員会を設ける。

2 総会諮問委員会は、年会費の口数が 20 口以上の法人会員の総会委員で構成する。

3 総会諮問委員会は、当会議の重要運営方針に関して、議長の諮問に応える。

4 総会諮問委員会は、議長が必要と認めた場合に開催する。

5 総会諮問委員会は、当会議の議長が召集する。

- 6 総会諮問委員会の議長は、当会議の議長がこれにあたる。議長が欠席せざるを得ない場合は、当会議の副議長がこれにあたる。

【運営委員会】

第18条 運営委員会は、以下に該当する会員の総会委員が指名する運営委員をもって構成する。

- (1) 当該年度の年会費の口数が10口以上の法人会員
 - (2) 当該年度の年会費の口数が7口以上10口未満の法人会員のうち総会で選出された会員
 - (3) IECのTC、SC又はWGの国内審議委員会を10以上引き受けている団体会員
- 2 運営委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 やむをえない理由により任期途中で退任した運営委員の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
 - 4 運営委員会には、運営委員長1名、副運営委員長2名を置く。運営委員長は、運営委員会の運営に係わる会務を執行する。副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 運営委員長、副運営委員長は、運営委員会において法人会員の運営委員のうちから選出する。
 - 6 運営委員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 委員会・分科会の新設、廃止
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 7 運営委員会は、原則として年3回程度開催するほか、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 運営委員長が必要と認めたとき。但し、緊急でやむを得ない事項が発生したときは書面審議とすることができる。
 - (2) 運営委員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
 - 8 運営委員会は、運営委員長が召集する。運営委員会を召集する場合は、日時、場所及び会議の目的たる事項並びにその内容を示した書面または電子メールをもって、開会の日の14日前までに通知しなければならない。
 - 9 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。運営委員長が欠席せざるを得ない場合は、副運営委員長がこれにあたる。なお、副運営委員長も欠席せざるを得ない場合は、事前に運営委員長が指名した者が代行する。
 - 10 運営委員会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 議事の経過の概要及び議決事項

【実行委員会】

第19条 実行委員会は、運営委員会において運営委員のうちから選出する実行委員をもって構成する。

- 2 実行委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 実行委員会には、実行委員長1名、副実行委員長2名を置く。実行委員長は、実行委員会の運営に係わる会務を執行する。副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 実行委員長、副実行委員長には、運営委員長、副運営委員長があたる。
- 5 実行委員会は、次の事項を審議、執行する。
 - (1) 運営委員会の承認した事項の執行に関すること
 - (2) 運営委員会に付議すべき事項
 - (3) その他運営委員会の承認を要しない会務の執行に関する事項
- 6 実行委員会は、必要に応じて開催する。
- 7 実行委員会は、実行委員長が召集する。
- 8 実行委員会の議長は、実行委員長がこれにあたる。実行委員長が欠席せざるを得ない場合は、副実行委員長がこれにあたる。
- 9 実行委員長は、必要に応じて実行委員以外の運営委員に実行委員会への出席を要請できる。
- 10 実行委員会以外の運営委員は、議題に応じて特別参加として実行委員会に出席できる。
- 11 実行委員会の議事については、次の事項を記載した会議メモを作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した構成員の氏名
 - (3) 議事の経過の概要

第5章 委員会

【委員会】

第20条 当会議は、事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会の議決を得て委員会及び分科会等を設けることができる。

- 2 委員会及び分科会等は、その目的とする事項について調査、分析及び研究し、又は審

議し、提案等をまとめる。

- 3 委員会の目的、構成、開催、召集等、委員会に関する細則は、運営委員会の議決を得て別に定める。

第6章 アドバイザー

【アドバイザー】

第21条 当会議にアドバイザー若干名を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者又は当会議に特に功労のあった者のうちから、運営委員の推薦により、運営委員会において決定する。
- 3 アドバイザーは、当会議の運営に関して議長及び運営委員長の諮問に応え、又は意見等を述べるができる。
- 4 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

第7章 会計及び資産

【会計】

第22条 当会議の会計は、協会が定める経理規定及びIEC活動推進会議特別会計に関する要綱による。

【資産の構成】

第23条 当会議の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

【経費の支弁】

第24条 当会議の経費は、資産をもって支弁する。

【事業年度】

第25条 当会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【総会前の予算の執行】

第26条 当該事業年度開始前に総会が開催されないため、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例に倣って予算を執行する。ただし、その事業年度の開始の日から2ヶ月以内に総会の議決を得るものとする。

第 8 章 会則等の変更及び解散

【会則等の変更】

第 27 条 本会則及び会費規定は、総会において、出席者の 3 分 2 以上の同意を得て変更でき、細則等は運営委員会の議決をもって制定、改廃できるものとする。

【解 散】

第 28 条 当会議を解散する場合は、総会において、会員総数の 3 分 2 以上の同意を得た後、協会理事会の承認を得なければならない。

第 9 章 事務局

【事務局】

第 29 条 当会議の事業遂行を円滑にするため、一般財団法人日本規格協会内に事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、協会の規則等の定めによる。
- 4 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、運営委員会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 本会則は、総会で承認された日から施行する。
- 2 本会則施行前の旧会則第 5 条に規定する会員は、本会則第 5 条に規定する会員と見なす。
- 3 旧会則第 7 条に規定する総会委員は、特に届出がない限り、本会則第 6 条に規定する総会委員と見なす。
- 4 運営委員会幹事会細則第 5 条に規定する幹事長及び副幹事長は、本会則第 18 条に規定する運営委員長及び副運営委員長が選出されるまで、その職務を務める。
- 5 運営委員会幹事会細則第 5 条に規定する幹事長及び副幹事長は、本会則第 19 条に規定する実行委員長及び副実行委員長が選出されるまで、その職務を務める。

制定及び改定の経緯

- 1 平成3年7月1日 制定
「IEC 活動推進会議」の設立にあたり新規制定。
- 2 平成4年12月1日 改正
副運営委員長及び監事の設置、各種様式の明記、議決権行使内容の明確化、用語の統一、等。
- 3 平成9年10月1日 改正
「第11条 顧問」を削除して、新たに「第11条 アドバイザー」を追加。
- 4 平成10年5月27日 改正
IEC 機構改革に伴う会議名称変更への対応、JSA 組織変更に伴う事務局設置場所の変更。
- 5 平成12年5月30日 改定
「IEC-APC 運営改革の提言」にもとづく全面改訂。
- 6 平成14年5月24日 改定
実行委員会構成の変更および実行委員会への運営委員参加を追加。
- 7 平成15年5月29日 改定
「第20条 委員会」の「専門委員会」を「委員会」に変更。
- 8 平成19年5月24日 改定
「第26条 総会前の予算の執行」を追加。これに従い、従前の26条が27条に繰り上がり、以下28条まで同様に繰り上がる。